

## 特殊勤務手当支給実績について

### 【表のみかた】

- ・この表は、県職員(教員、警察官も含みます。)に支給された特殊勤務手当の支給実績をまとめたものです。
- ・手当には「月額」「日額」「その他(時間単位など)」の区別があり、表中「支給単価」はそれぞれの区分ごとの単価となっています。
- ・表中「支給人数」について、1人の職員が2種類以上の手当を受給している場合があるため、合計人数は延べ人数となります。
- ・表中「支給回数」について、月額手当は1月分を、日額手当は1日分(又は1回分)を「1」として数えています。
- ・表中「支給対象職員」欄の所属名等はその当時のものです。

### 【支給額について】

- ・各手当の支給総額については、基本的には日額手当は「支給回数×単価」、月額手当は「支給人数×単価×12(か月)」となりますが、手当によっては単価の割落しや他の手当との調整による支給総額の上限設定があり、また中途の採用、退職等もあるため必ずしも合致しない場合があります。

平成20年度

普通会計

【知事部局等】

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
税務特別手当	隠岐支庁及び県民センター並びに総務部税務課自動車税管理グループ	県税の賦課及び徴収に関する業務		○		95	1,106	15,000円	16,386	
税務特別手当	上記のうち管理職員	県税の賦課及び徴収に関する業務		○		11	132	7,500円	920	
税務特別手当	隠岐支庁及び県民センター並びに総務部税務課	県税の賦課及び徴収に関する業務のうち直接住民と接して行うもの	○			80	2,007	400円	803	
有害物取扱手当	人事委員会規則で定める試験研究機関等	試験、研究又は検査のため毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物又は劇物その他人事委員会規則で定める有害物を取り扱う作業	○			105	7,838	420円	3,292	
有害物取扱手当	人事委員会規則で定める公署(試験研究機関等)	毒劇物を含む農薬の散布等の作業その他これに準ずるものとして人事委員会が認める作業	○			24	384	370円	142	
家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター又は農業大学校	種雄牛の精液採取作業、種雄牛の自然交配若しくは精液採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛を御する作業又は液体窒素を用いて行う種雄牛の精液の保存作業		○		2	87	370円	32	
家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター又は農業大学校	家畜のふん尿を直接処理する作業	○			13	2,737	320円	876	

家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター又は農業大学校	牛の削蹄作業	○		8	277	370円	102	
家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター又は農業大学校	家畜の診療の業務	○		8	859	610円	524	
家畜保健衛生業務従事手当	獣医師	家畜の診療、病性の検査若しくは鑑定又は家畜伝染病の防疫の業務（上記家畜の診療の業務以外）	○		37	6,941	700円	4,859	H20～日額化
家畜保健衛生業務従事手当	獣医師	上記の加算（BSE検査のための死亡牛の脳からの採材作業）	○		7	445	420円	187	
訓練指導手当	農業大学校及び高等技術校（管理職員）	学生又は訓練生の指導	○		5	60	16,800円	954	
訓練指導手当	農業大学校及び高等技術校（行政職2級以下）	学生又は訓練生の指導に専ら従事	○		1	12	20,400円	237	
訓練指導手当	農業大学校及び高等技術校（行政職3級）	学生又は訓練生の指導に専ら従事	○		4	48	30,300円	1,430	
訓練指導手当	農業大学校及び高等技術校（行政職4級以上）	学生又は訓練生の指導に専ら従事	○		19	228	33,500円	7,467	
訓練指導手当	農業大学校及び高等技術校（行政職2級以下）	学生又は訓練生の指導（上記以外）	○		0	0	10,200円	0	
訓練指導手当	農業大学校及び高等技術校（行政職3級）	学生又は訓練生の指導（上記以外）	○		0	0	15,100円	0	
訓練指導手当	農業大学校及び高等技術校（行政職4級以上）	学生又は訓練生の指導（上記以外）	○		3	36	16,700円	595	
特殊現場作業従事手当	職員	労働安全衛生規則で定める電気作業	○		25	3,451	370円	1,277	
特殊現場作業従事手当	職員	トンネルの坑内でトンネル掘り作業若しくはその監督又は人事委員会規則で定める坑内で調査若しくは作業	○		21	197	560円	110	
特殊現場作業従事手当	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建設、測量、調査等の作業（20m未満）	○		25	138	370円	51	
特殊現場作業従事手当	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建設、測量、調査等の作業（20m以上）	○		50	1,763	420円	740	
特殊現場作業従事手当	職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業で人事委員会規則で定めるもの	○		82	12,696	370円	4,698	
特殊現場作業従事手当	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業又は地下4メートル以上の深所で行う作業	○		2	6	370円	2	

特殊現場作業従事手当	職員	流域下水道の管渠内で維持修繕等の作業若しくはその監督又は採水の作業	○			1	2	420円	1
特殊現場作業従事手当	農業技術センター、中山間地域研究センター、農業大学校、東部農林振興センター中海干拓営農部	7月1日から9月30日までの間に、ビニールハウス、ガラス室等の温室内で農作業又は試験研究のための作業に従事	○			18	317	320円	101
特殊現場作業従事手当	隠岐支庁県土整備局隠岐空港管理所、益田県土整備事務所石見空港管理所又は出雲空港管理事務所	空港を管理するため人事委員会規則で定める作業に従事	○			14	55	370円	20
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	豪雨等異常な自然現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある県又は知事が管理する河川、道路その他の公共土木施設で人事委員会でするものにおいて巡回監視に従事	○			0	0	480円	0
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	上記のうち日没時から日出時までに従事	○			1	1	720円	1
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	豪雨等異常な自然現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある県又は知事が管理する河川、道路その他の公共土木施設で人事委員会でするものにおいて応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事	○			0	0	730円	0
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	上記のうち日没時から日出時までに従事	○			0	0	1,090円	0
特殊環境施設業務従事手当	職員	洪水警戒体制時にダム管理所においてその業務に従事	○			42	695	740円	514
特殊環境施設業務従事手当	宍道湖流域下水道管理事務所	著しく臭気が発生する施設においてその業務に従事	○			4	187	320円	60
特殊自動車等運転手当	人事委員会が認める職員	人事委員会規則で定める特殊自動車又は道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車の運転作業	○			5	31	370円	11
用地等交渉手当	職員	人事委員会規則で定める事業の用に供する土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉で土地所有者等と面接して行うものに従事	○			229	7,143	700円	5,000
用地等交渉手当	職員	上記のうち夜間(18:00~8:00)に従事	○			175	1,324	980円	1,298

狂犬病予防作業従事手当	保健所	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等の規定に基づく作業で人事委員会規則で定めるもの	○			30	657	370円	243	
狂犬病予防作業従事手当	保健所	上記の加算(犬又は猫の引き取り、収容又は殺処分に従事)	○			19	485	60円	29	
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(1類感染症、新感染症)	○			0	0	740円	0	
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(2類感染症)	○			31	894	560円	501	
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(3・4類感染症)	○			1	2	370円	1	
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、家畜伝染病にかかっている家畜若しくはその疑いのある家畜の処置の作業又は防疫の作業に従事	○			0	0	370円	0	
防疫作業等従事手当	保健所に勤務する保健師	結核患者の家庭を訪問し、結核患者の療養指導に従事	○			16	156	370円	58	
環境衛生検査業務従事手当	宍道湖流域下水道管理事務所	水質の検査及び分析	○			0	0	320円	0	H20～日額化
環境衛生検査業務従事手当	浜田保健所	試験及び検査に従事	○			3	503	960円	483	H20～日額化
環境衛生検査業務従事手当	保健環境科学研究所	試験、研究及び検査に従事	○			15	2,846	960円	2,732	H20～日額化
環境衛生検査業務従事手当	環境政策課、保健所又は保健環境科学研究所	人事委員会規則で定める公害に関する法令の規定に基づく立入検査又は測定業務に従事	○			28	439	320円	140	
環境衛生検査業務従事手当	環境政策課、保健所又は保健環境科学研究所	上記の加算(検体の採取)	○			23	135	180円	24	
環境衛生検査業務従事手当	廃棄物対策課又は保健所	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設又は人事委員会規則で定める産業廃棄物の処理施設の立入検査に従事	○			28	385	320円	123	

環境衛生検査業務従事手当	廃棄物対策課又は保健所	上記の加算(検体の採取)	○			0	0	180円	0	
環境衛生検査業務従事手当	保健所	浄化槽法第53条第2項の規定に基づく立入検査	○			20	99	320円	32	
環境衛生検査業務従事手当	保健所	上記の加算(検体の採取)	○			19	84	180円	15	
衛生検査業務従事手当	浜田保健所又は保健環境科学研究所(保健科学部)	衛生検査の業務で人事委員会規則で定めるもの	○			14	2,902	1,170円	3,395	H20～日額化
衛生検査業務従事手当	保健所又は保健環境科学研究所(上記以外)	衛生検査の業務で人事委員会規則で定めるもの	○			13	166	370円	61	
麻薬取締業務従事手当	麻薬取締員である職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項及び第56条第1項に規定する麻薬取締業務に従事	○			0	0	1,590円	0	
と畜解体検査業務従事手当	保健所に勤務すると畜検査員	と畜場法第14条に規定する検査業務	○			0	0	420円	0	
と畜解体検査業務従事手当	畜産技術センター	と畜場法第3条第1項に規定する獣畜のと殺又は解体の作業	○			0	0	370円	0	
精神保健業務手当	障害者福祉課、保健所、心と体の相談センター	精神障害者の診察、介護、相談若しくは指導又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく調査若しくは診察の立会い	○			31	1,363	420円	572	
精神保健業務手当	障害者福祉課、保健所、心と体の相談センター	精神障害者の移送その他これに準ずるものとして人事委員会が認める業務	○			27	150	630円	95	
放射線取扱業務等従事手当	保健環境科学研究所(人事委員会で定める職員以外の職員)	環境放射能の調査研究の業務	○			5	1,102	800円	882	H20～日額化
放射線取扱業務等従事手当	保健環境科学研究所(人事委員会で定める職員)	環境放射能の調査研究の業務で人事委員会が認めるもの	○			0	0	370円	0	
放射線取扱業務等従事手当	保健所又は産業技術センター(診療放射線技術者)	放射線の照射その他人事委員会が認める業務	○			7	313	1,340円	419	
放射線取扱業務等従事手当	保健所又は産業技術センター(診療放射線技術者以外)	放射線の照射その他人事委員会が認める業務	○			20	571	370円	211	
放射線取扱業務等従事手当	消防防災課	原子力発電所の立入調査	○			3	3	370円	1	
機能回復訓練従事手当	保健所に勤務する理学療法士又は作業療法士	機能訓練の業務	○			0	0	420円	0	
医師手当	医師又は歯科医師(島根あさひ社会復帰促進センター診療所)	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務	○			1	6	90,000円	540	H20.10～新設
医師手当	医師又は歯科医師(人事委員会で定める公署)	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務	○			12	144	25,000円	3,590	
医師手当	医師又は歯科医師(上記以外の公署)	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務	○			3	36	10,000円	360	
診療所業務従事手当	島根あさひ社会復帰促進センター診療所(医師である職員)	診療所の被收容者と接して行う診療又は看護の業務	○			0	0	2,760円	0	H20.10～新設

診療所業務従事手当	島根あさひ社会復帰促進センター診療所(看護師である職員)	島根あさひ社会復帰促進センター診療所の被収容者と接して行う診療又は看護の業務	○			0	0	920円	0	H20.10～新設
福祉業務従事手当	福祉事務所、女性相談センター、児童相談所又は心と体の相談センター	福祉に関する指導又は調査の業務	○			95	11,194	600円	6,716	H20～日額化・支給要件改定
計量検査業務従事手当	商工政策課	分銅を用いて行う計量検査業務又はその補助業務	○			5	167	320円	53	
漁業取締手当	漁業監督吏員	漁業取締船に乗り組み、漁業の取締業務に従事	○			8	568	370円	210	
冬期海上等作業従事手当	職員又は水産技術センター栽培漁業部の職員	11月1日から翌年の4月30日までの間に海上若しくは人事委員会規則で定める湖沼上において行う調査又は検査の作業(又は種苗生産作業のうち人事委員会が認めるもの)	○			36	426	270円	115	
潜水手当	職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事(20メートル以下)	○			2	19	780円	15	
潜水手当	職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事(20メートル超)	○			0	0	1,500円	0	
潜水手当	水産練習船、試験船、漁業取締船又は保健船	航行中において船の修理等のため潜水作業に従事したとき	○			2	2	1,500円	3	
爆発物検査等従事手当	職員	火薬類が貯蔵されている火薬庫、高圧ガスが貯蔵されている貯蔵所その他の爆発物による爆発のおそれがある場所において、災害調整の業務に従事したとき	○			0	0	750円	0	H20～支給要件等改定
航空業務従事手当	職員	航空機に搭乗し次に掲げる業務に従事 ①救急業務又は救助業務②教育訓練③災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における災害発生状況の調査等			○	0	0	1,900円	0	
航空業務従事手当	職員	上記の加算(海上における飛行距離が100キロメートルを超える救助業務、夜間における業務、回転翼航空機による高度100メートル以下の低空を30分以上飛行して行う海上における救助業務、ホバリングをして行う吊り上げ救助業務その他人事委員会がこれらに準ずると認める業務)			○	0	0	570円	0	
航空業務従事手当	職員	上記の加算(飛行中の回転翼航空機から降下して上記の業務に従事)	○			0	0	870円	0	
教務手当	農業大学校(本務職員以外の職員)	講師として授業に従事			○	35	2,022	420円	578	
教務手当	消防学校(校長・教頭を除く本務職員)	講師として授業に従事			○	2	792	370円	218	

浄化槽管理業務従事手当	職員	し尿浄化槽の維持管理の業務に1時間以上従事	○			0	0	320円	0	
犬、猫捕獲等作業従事手当	隠岐支庁県土整備局、保健所、県土整備事務所に勤務する職員	犬の捕獲又は犬若しくは猫の引取り又は収容の作業	○			65	5,716	370円	2,115	
犬、猫捕獲等作業従事手当	隠岐支庁県土整備局、保健所、県土整備事務所に勤務する職員	上記の加算(犬の捕獲及び犬若しくは猫の収容作業に従事したときの犬1頭又は猫1匹につき)			○	65	6,870	60円	412	
福祉業務従事手当	女性相談センター	福祉に関する指導の業務(対象者等と直接に接して行うもの)	○			8	239	600円	143	H20～日額化・支給要件改定
小計						1,808	92,659		77,775	

## 【教育委員会】

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
教員特殊業務手当・防 災復旧業務	教育職員	非常災害時における防災等業務	○			0	0	3,200円	0	
教員特殊業務手当・甚 大非常災害	教育職員	甚大な非常災害時における救援 業務	○			0	0	6,400円	0	
教員特殊業務手当・救 急業務	教育職員	児童・生徒の負傷・疾病等に伴う 救急の業務	○			1	1	3,000円	3	
教員特殊業務手当・補 導業務	教育職員	児童・生徒に対する緊急の補導業 務	○			7	9	3,000円	27	
教員特殊業務手当・修 学旅行等引率	教育職員	修学旅行等の引率業務	○			2,189	6,229	1,700円	10,589	
教員特殊業務手当・対 外運動競技泊有	教育職員	対外運動競技等の引率(泊有)	○			992	5,540	1,700円	9,418	
教員特殊業務手当・対 外運動競技泊無	教育職員	対外運動競技等の引率(泊無)	○			1,055	2,979	1,700円	5,064	
教員特殊業務手当・部 活動(4H以上)	教育職員	休日等部活動の指導業務	○			2,313	74,603	1,200円	89,524	
教員特殊業務手当・部 活動(2H以上4H未満)	教育職員	休日等部活動の指導業務	○			313	1,068	600円	641	
昼夜間兼務手当	県立学校の教育職員	昼間・夜間の授業の兼務			○	2	154	1,130円	174	
面接指導手当	県立学校の教育職員	通信教育の面接指導の業務			○	102	1,778	1,470円	2,614	
有害物取扱手当・工業 等	県立学校の教育職員	毒物等を取扱う業務	○			2	133	420円	56	
有害物取扱手当・農業	県立学校の教育職員	農業等を取扱う業務	○			7	91	370円	34	
有害物取扱手当・消毒	県立学校の職員	消毒等に従事する業務	○			3	18	370円	7	
練習船実習指導手当・ 教委	県立水産高校の教育職員	県教育委員会の練習船の実習指 導業務	○			6	250	2,100円	525	
練習船実習指導手当・ 学校	県立水産高校の教育職員	県立学校の練習船の実習指導業 務	○			7	83	1,600円	133	
特殊自動車運転手当	県立学校の教育職員	特殊自動車を運転する業務	○			13	297	370円	110	
多学年学級担当手当・ 3以上の学年	市町村立学校の教職員	多学年で編成されている学級を担 任する業務(3以上の学年)	○			1	18	350円	6	
多学年学級担当手当・ その他	市町村立学校の教職員	多学年で編成されている学級を担 任する業務(その他)	○			159	34,780	290円	10,086	
家畜飼育作業従事手 当・ふん尿	県立農林高校の教育職員	家畜等の糞尿を処理する等の業 務	○			9	1,733	320円	555	
潜水手当・潜水	県立水産高校の教育職員・ 県教育委員会の職員	潜水作業の従事する業務			○	2	55	780円	43	
潜水手当・修理等	県立水産高校の教育職員・ 県教育委員会の職員	潜水作業に従事する業務(検査 等)			○	2	4	1,500円	6	

教育業務連絡指導手当	教育職員	主任等の職務に従事した場合	○			1,367	310,516	200円	62,107	
温室内作業従事手当	県立学校の教育職員	温室内の作業に従事した場合	○			0	0	320円	0	
特殊現場作業従事手当・坑内作業	県教育委員会の職員	坑内での調査、検査等に従事する業務	○			1	4	560円	2	
特殊現場作業従事手当・高所作業(20m以上)	職員	高所での建設・測量・調査の作業に従事する業務(20m以上)	○			0	0	420円	0	
特殊現場作業従事手当・高所作業(その他)	職員	高所での建設・測量・調査の作業に従事する業務(その他)	○			0	0	370円	0	
特殊現場作業従事手当・低温室内作業従事(1時間未満)	県教育委員会の練習船の職員	保冷库内等での作業に従事する業務(1時間未満)	○			0	0	370円	0	
特殊現場作業従事手当・低温室内作業従事(1時間以上)	県教育委員会の練習船の職員	保冷库内等での作業に従事する業務(1時間以上)	○			3	132	740円	98	
特殊現場作業従事手当・埋蔵文化財発掘作業	県教育委員会の職員	埋蔵文化財の発掘作業に従事した場合	○			18	1,368	370円	506	
用地等交渉手当	職員	人事委員会規則で定める事業の用に供する土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉で土地所有者等と面接して行うもの	○			0	0	700円	0	
用地等交渉手当・夜間	職員	上記のうち夜間(18:00~8:00)に従事	○			0	0	980円	0	
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員で海事職給料表1級のもの)	漁獲作業に従事した場合	○			6	26	19,100円	497	
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員で海事職給料表2級のもの)	漁獲作業に従事した場合	○			4	20	27,000円	540	
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員で海事職給料表3級のもの)	漁獲作業に従事した場合	○			7	35	37,700円	1,320	
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員で海事職給料表4級以上のもの)	漁獲作業に従事した場合	○			3	15	45,300円	680	
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員)	漁獲作業に従事した場合			○	19	1		3,825	
漁獲手当	県立水産高校の練習船の職員(わかしまねに乗り組む職員)	漁獲作業に従事した場合			○	10	4		370	
船舶衛生管理業務従事手当	県教育委員会・県立水産高校の練習船の職員	衛生管理に従事した場合	○			2	281	240円	67	
夜間定時制課程勤務手当	夜間定時制県立高校の労務職員	夜間に従事した場合	○			1	176	240円	42	

冬期海上作業従事手当	県立水産高校教育職員	冬期の水産実習指導に従事する場合	○		0	0	270円	0	
小計					8,626	442,401		199,669	

【警察】

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
捜査特別手当	私服勤務員	犯罪の予防若しくは捜査に直接従事したとき、又は被疑者の逮捕の作業	○			747	46,685	560円	21,377	
捜査特別手当	その他の職員	犯罪の予防若しくは捜査に直接従事したとき、又は被疑者の逮捕の作業	○			653	7,134	470円	2,435	
捜査特別手当	少年補導職員	少年の街頭補導活動等の作業	○			39	2,564	320円	536	
犯罪鑑識手当	従事する職員	犯罪現場またはこれに関連する場所における犯罪鑑識の作業	○			102	3,479	560円	1,578	
犯罪鑑識手当	従事する職員	上記以外の場所における犯罪鑑識の作業 ステレオカメラ図化作業	○			82	3,658	290円	982	
交通捜査取締手当	交通機動隊の専務員	交通取締用自動二輪車に乗りして行う交通取締りの作業	○			36	1,386	560円	758	
交通捜査取締手当	警察署の専務員	交通取締用自動二輪車に乗りして行う交通取締りの作業	○			18	304	520円	150	
交通捜査取締手当	高速道路交通警察隊の専務	交通取締用自動車(自動二輪車を除く。)に乗りして行う交通取締りの作業	○			69	5,082	520円	2,067	
交通捜査取締手当	従事する職員	交通取締用自動車(自動二輪車を除く。)に乗りして行う交通取締りの作業	○			117	2,708	470円	1,184	
交通捜査取締手当	交通巡視員	歩行者等の保護、停車又は駐車 の規則その他の交通指導の作業	○			12	921	280円	196	
交通捜査取締手当	従事する職員	交通特別捜査、事故捜査に従事する職員が交通事故・事件に係る道路上の捜査活動の作業(被疑者の逮捕又は交通事故現場における交通事故処理の作業を含む。)	○			744	16,197	560円	8,866	
交通捜査取締手当	高速道路交通警察隊の専務	上記作業の従事場所が高速道路の場合の加算額	○			29	538	280円	151	
交通捜査取締手当	警察署員	上記に掲げる作業以外の交通取締りの作業	○			290	8,504	370円	2,418	
看守手当	従事する職員	留置人(被保護者を含む。)の看守又は護送	○			437	15,279	370円	5,242	
爆発物等取扱手当	作業従事者	爆発物又は爆発するおそれのある物の解体、撤去その他の処理作業			○	1	1	5,200円	5	
爆発物等取扱手当	作業従事者	特殊危険物(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質が発散又は漏洩している状況下で、その現場において行う救助活動若しくは被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動又は特殊物質の処理作業	○					4,600円		

爆発物等取扱手当	作業従事者	特殊危険物質が発散又は漏洩している状況下で、その現場に隣接し、特殊危険物質等による被害の危険がある区域内において行う被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動又は避難誘導等の作業、及び処理作業	○					2,600円		
爆発物等取扱手当	作業従事者	特殊危険物による被害の危険があると認められる区域内において行う作業	○					370円		
警備船出動手当	作業従事者	荒天下において警備船等に乗りに込んでの、密入国者の取締警戒等の作業	○					370円		
死体取扱手当	検視官等	司法解剖の立会いの作業(重度の死体)			○	2	65	3,200円		208
死体取扱手当	検視官等	司法解剖の立会いの作業(軽度の死体)			○	3	306	2,500円		765
死体取扱手当	検視官等・作業従事者	検視、検証又は実況検分のための死体取扱作業(重度の死体)			○	120	234	3,200円		749
死体取扱手当	検視官等・作業従事者	検視、検証又は実況検分のための死体取扱作業(軽度の死体)			○	108	260	2,500円		650
死体取扱手当	作業従事者	検視、検証又は実況検分のための死体取扱作業(重度の死体)			○	347	1,188	3,200円		3,802
死体取扱手当	作業従事者	検視、検証又は実況検分のための死体取扱作業(軽度の死体)			○	673	5,485	1,100円		6,034
警ら手当	上記非専務員	警ら作業	○			1,104	87,650	370円		29,032
夜間特殊業務手当	深夜勤務従事者	正規の勤務時間の一部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる業務(深夜における勤務時間が2時間以上である場合)			○	802	41,997	730円		30,658
夜間特殊業務手当	深夜勤務従事者	正規の勤務時間の一部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる業務(深夜における勤務時間が2時間未満である場合)			○	167	1,696	410円		695
救難作業手当	作業従事者	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う救難捜索、災害警備、通信施設の臨時措置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業で、人事委員会が認めるもの	○					840円		
救難作業手当	作業従事者	上記のうち著しく危険な作業で人事委員会が認めるもの	○					1,680円		
救難作業手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、人事委員会規則で定めるもの	○					840円		
運転免許技能試験手当	運転免許試験官	道路において行う運転免許技能試験	○			13	337	370円		75
潜水手当	作業従事者	潜水器具を着用して潜水作業(潜水深度20m以下)			○	9	39	780円		30

潜水手当	作業従事者	潜水器具を着用して潜水作業(潜水深度20m超)			○			1,500円		
航空手当	操縦士	職員が航空機に搭乗しての操縦業務			○	4	1,255	5,100円	2,990	
航空手当	整備士	職員が航空機に搭乗しての整備業務			○	6	1,139	2,200円	959	
航空手当	搭乗者	職員が航空機に搭乗しての捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締りその他の警察活動			○	75	1,793	1,900円	146	
航空手当	操縦士 整備士 搭乗者	上記の加算(海上における飛行距離が100キロメートルを超える救助業務、夜間における業務、回転翼航空機による高度100メートル以下の低空を30分以上飛行して行う海上における救助業務、ホバリングをして行う吊り上げ救助業務その他人事委員会がこれらに準ずると認める業務)			○	10	990	1時間につき上記の額に30/100加算	143	
航空手当	搭乗者	上記の加算(飛行中の回転翼航空機から降下して上記の業務に従事)	○					870円		
警衛警護等手当	側近警衛員	天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛	○					1,150円		
警衛警護等手当	側近警衛員 身辺警護員	上記以外の皇族の側近警衛 内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護	○			27	137	640円	88	
警衛警護等手当	作業従事者	核物質を輸送する車両を先導し、又はこれに追従して行う当該車両の警備	○			5	6	640円	4	
呼出手当	作業従事者	捜査特別、犯罪鑑識、交通捜査、爆発物等取扱、銃器犯罪捜査従事手当の支給される作業で正規の勤務時間以外の時間において勤務時間帯その他に関し人事委員会規則で定める特例の事情の下で行われる作業			○	683	2,158	1,240円	2,676	
銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	銃器が使用されている犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当する作業	○			4	4	1,640円	7	
銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	銃器を所持する犯人の逮捕の作業	○					1,100円		
銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で人事委員会規則で定めるも	○					1,100円		
銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で銃器を所持する犯人の逮捕の作業に付随して行われる警戒配置	○					820円		

銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で銃器を所持する犯人の逮捕の作業に付随し銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い暴力団事務所等の直近に配置され行われる警戒	○					820円		
小計					7,538	261,179			127,656	
普通会計合計					17,972	796,239			405,100	

公営事業会計(県立病院・企業局)

有害物取扱手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する薬剤師	薬事法施行規則第204条に規定する毒薬又は劇薬を使用し製剤作業に従事	○		30	344	8,900円	3,027
有害物取扱手当	中央病院に勤務する歯科衛生士又は歯科技工士	毒劇物その他人事委員会規則で定める有害物を取り扱う作業に従事	○		2	24	8,900円	210
特殊現場作業従事手当	職員	人事委員会が認める電気作業	○		0	0	370円	0
特殊現場作業従事手当	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建設、測量、調査等の作業(20m未満)	○		0	0	370円	0
特殊現場作業従事手当	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建設、測量、調査等の作業(20m以上)	○		0	0	420円	0
特殊自動車等運転手当	人事委員会が認める職員	人事委員会規則で定める特殊自動車又は道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車の運転作業	○		0	0	370円	0
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(1類感染症、新感染症)	○		0	0	740円	0
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(2類感染症)	○		0	0	560円	0
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(3・4類感染症、結核)	○		14	64	370円	24
死体取扱手当	中央病院又はこころの医療センター	死体の解剖等の業務	○		7	37	2,500円	93
死体取扱手当	中央病院又はこころの医療センター	死体の搬送作業	○		1	2	620円	1
精神保健業務手当	中央病院又はこころの医療センター	精神障害者の診察、看護、相談若しくは指導又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく調査若しくは診察の立会い	○		37	6,750	420円	2,835

精神保健業務手当	中央病院又はこころの医療センター	精神障害者の移送その他これに準ずるものとして人事委員会が認める業務	○		13	21	630円	13	
精神保健業務手当	中央病院又はこころの医療センター(人事委員会規則で定める職員)	精神障害者の看護	○		130	25,376	590円	14,972	
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師の資格を有する職員その他人事委員会規則で定める職員	看護等の業務(深夜における勤務時間が4時間以上である場合)	○		544	23,289	3,300円	76,854	
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師の資格を有する職員その他人事委員会規則で定める職員	看護等の業務(深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合)	○		546	25,537	2,900円	74,057	
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師の資格を有する職員その他人事委員会規則で定める職員	看護等の業務(深夜における勤務時間が2時間未満である場合)	○		1	1	2,000円	2	
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師の資格を有する職員その他人事委員会規則で定める職員	上記の加算(勤務の交代を伴う事情について特別の考慮を必要とする)と人事委員会が認める場合) (5km以上10km未満)	○		0	0	760円	0	
放射線取扱業務等従事手当	中央病院又はこころの医療センター(診療放射線技術者である職員は除く)	放射線の照射その他人事委員会が認める業務	○		207	6,075	370円	2,248	
機能回復訓練従事手当	中央病院に勤務し、理学療法士又は作業療法士の補助業務に専ら従事する職員	理学療法士又は作業療法士の補助業務		○	2	24	11,100円	253	
医師手当	医師又は歯科医師(中央病院又はこころの医療センター)	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務		○	118	1,296	60,000 ~ 110,000円	91,182	H20.1~手当額改正
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センター(医師)	勤務時間外において救急業務に従事	○		87	6,260	980円	6,135	
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センター(医師以外)	勤務時間外において救急業務に従事	○		126	8,676	610円	5,292	
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センター(技能労務職員)	病棟(中央病院においては精神神経病棟に限る。)内においてその維持管理の業務に1時間以上従事	○		0	0	200円	0	
航空業務従事手当	職員	航空機に搭乗し救急業務に従事		○	18	37	1,900円	70	
航空業務従事手当	職員	上記の加算(夜間における業務)		○	11	15	570円	9	

浄化槽管理業務従事手当	職員	し尿浄化槽の維持管理の業務に1時間以上従事	○			0	0	320円	0	
特殊現場作業従事手当	企業職員	次に該当する作業に従事①電気作業②導水管内作業③高所作業④道路上作業⑤高速回転機器維持修繕作業⑥深所作業⑦浄水設備洗浄作業⑧酸素欠乏危険箇所作業⑨内部点検・清掃作業⑩発電所送電線巡視点検作業⑪ダム放流等作業⑫流木除去等作業⑬施設復旧作業	○			42	732	740円	542	
水質検査業務従事手当	管理事務所	水道法施行規則の検査業務において、毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用して水質の検査の業務に従事	○			4	185	420円	78	
用地等交渉手当	企業職員	用地交渉の業務	○			3	25	700円	18	
用地等交渉手当	企業職員	上記の加算(業務の一部が18:00~8:00に行われた場合)	○			0	0	280円	0	
夜間特殊業務手当	企業職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事	○			33	2,976	980円	2,916	
公営企業会計合計						1,976	107,746		280,830	

総合計						19,948	903,985		685,930	
						(人)	(回)		(千円)	